

高齢者住宅改良助成事業

介護を必要とする人が、住み慣れた自宅で安全に生活できるように、介護保険の給付を超える大規模な改修をする場合、介護保険の給付を超える部分について町の補助を受けることができます。

対象者 次のすべての条件を満たしている人

- 町内に住所を有し、在宅で生活している人
- 介護保険の要介護認定で、要支援1・2もしくは要介護1～5のいずれかに認定されている人
- 市町村民税が非課税世帯の人



対象となる住宅改修の種類

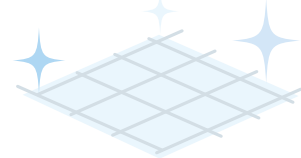
① 手すりの取り付け



② 段差の解消



③ 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更



④ 引き戸などへの扉の取替え



⑤ 洋式便器などへの便器の取替え



⑥ その他、①～⑤の改修に付帯して必要となる工事



補助金の交付額

介護保険の給付を超える部分について最大80万円が補助対象基準額となります。

補助率：2/3、補助上限額：53万3千円

※原則として、現在の住まいについて1回限りの交付となります。

申請について

工事着手前に申請が必要です。

申請は随時受け付けています（予算がなくなり次第、終了）。



問い合わせ先

健康対策課 高齢者支援室

0859-68-5535



▲ 伯耆町
ホームページ